

序論

.....

1 - 1 計画策定の趣旨・目的

障害福祉サービスについては、平成 15 年度以降、支援費制度の下でサービス量の拡充が図られてきたところです。

しかしながら、今日なお、精神障害者に対する福祉サービスの立ち後れが見られ、また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた施設や事業の体系については、全国的にその本来の機能と利用者の実態が乖離する傾向が見られるところとなっています。さらには、ノーマライゼーションの推進に伴い、就労支援や地域生活への移行等の新たな課題への対応が求められています。

これらを解決するため、国会において障害者自立支援法（以下「新法」という。）が成立し、福祉サービスの大幅な体系の見直しが行われることになりました。

新法では、新体系の各種サービスにおける基盤整備を計画的・安定的に行うため、市町村に対し数値目標を掲げた「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。

「障害福祉計画」はまた、障害者基本法（昭和 45 年法律 84 号）に基づく「障害者計画」のうち生活支援に関する事項の実施計画としても位置付けられています。

高知市では、これらの状況をふまえ、平成 16 年に策定した「高知市障害者計画」の中の福祉サービスの計画的な基盤整備を着実に実施することを目的とした実施計画として、「高知市障害福祉サービス計画」を策定することとしました。

1 - 2 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づき法定計画として策定します。

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

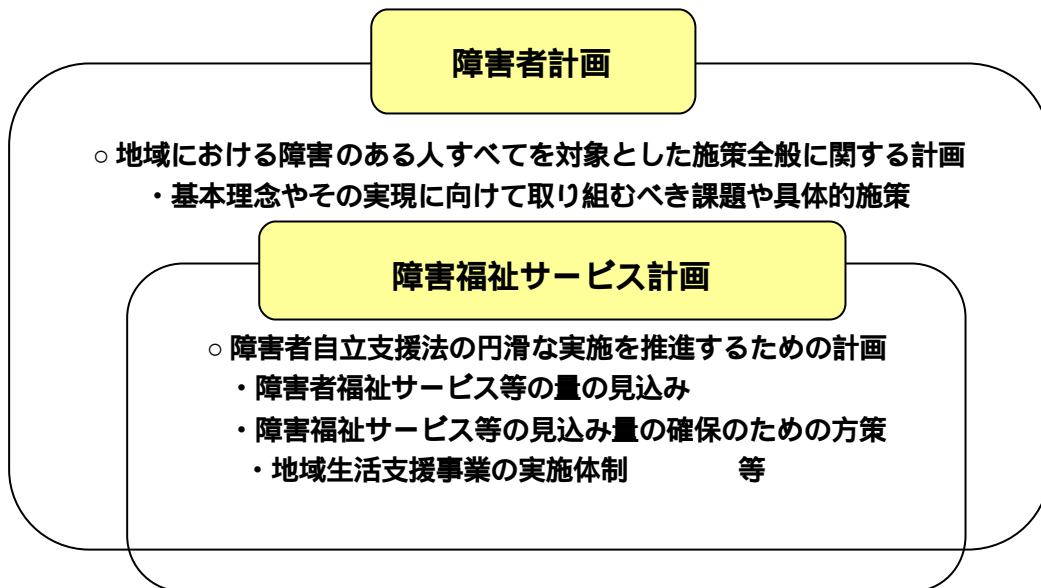
5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

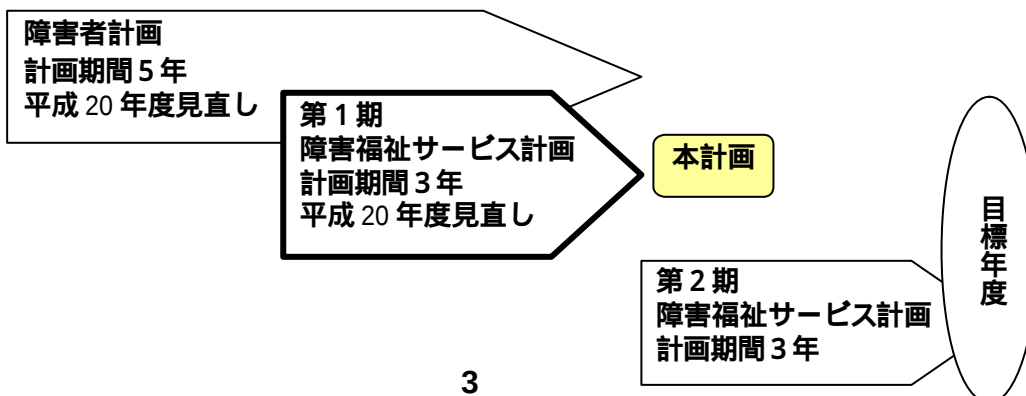
障害者計画と障害福祉サービス計画との関係



1 - 3 計画期間

本計画は、平成 23 年度を目標年度とする計画です。計画期間は、第 1 期が平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間です。平成 20 年度に障害者計画と併せて見直しを行い、第 2 期計画を策定することとなります。

16 年度 17 年度 18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 22 年度 23 年度

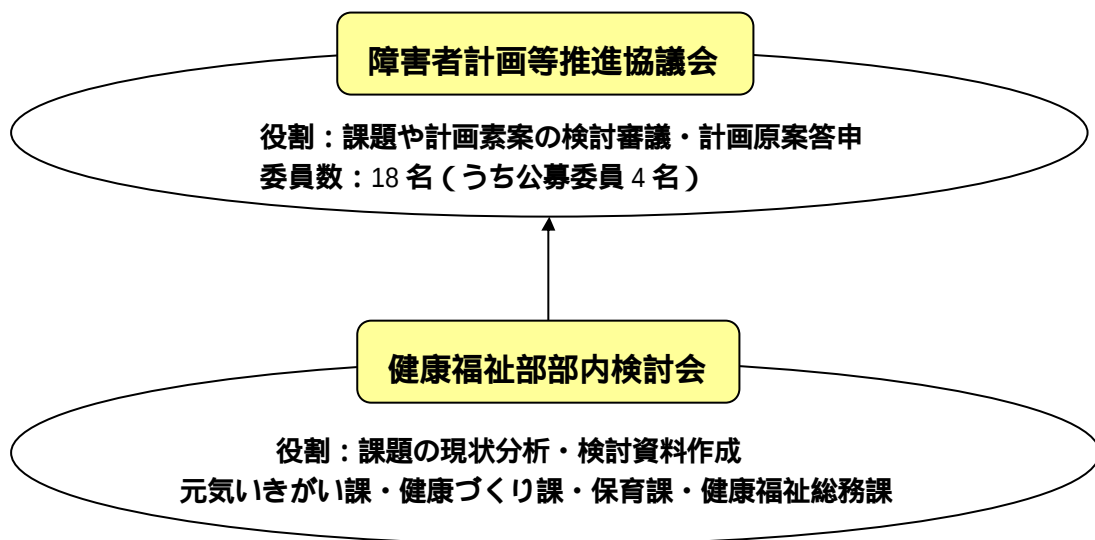


1 - 4 計画策定への取り組み

計画策定にあたっては、高知市障害者計画等推進協議会（委員数 18 名，うち公募委員 4 名）において，福祉ニーズを有する障害のある人への効果的かつ現実的な計画策定を目指して検討審議を重ねました。

この高知市障害者計画等推進協議会のもとに，健康福祉部内の関係各課で部内検討会を設置し，計画策定の作業にあたりました。

計画策定体制



計画検討の流れ

計画は、下の表のとおり検討されました。

会の種類	開催日	主な内容
第1回 障害者計画等推進協議会	平成18年 7月5日	・ 障害者計画の進捗状況について ・ 障害福祉サービス計画の策定について
第2回 障害者計画等推進協議会	9月6日	・ 23年度の数値目標とサービス見込み量 について ・ 地域生活支援事業について
第3回 障害者計画等推進協議会	11月8日	・ 障害福祉サービス計画素案について
第4回 障害者計画等推進協議会	2月28日	・ 障害福祉サービス計画原案について
市長答申	3月20日	・ 市長に答申

1 - 5 計画の点検・評価

障害福祉サービス計画は、実施計画として策定したものであり、計画の進行状況についての的確に管理する必要があります。

そこで、本計画を検討審議した高知市障害者計画等推進協議会にて、計画の進捗状況を毎年点検し、定期的・客観的に進行管理・評価していきます。

1 - 6 高知市障害者計画等推進協議会委員名簿（平成 18 年 9 月 6 日現在）

	氏名	所属・役職等	協議会役職
1	吉野由美子	高知女子大学社会福祉学部助教授	会長
2	飯田清久	高知県立山田養護学校教頭	副会長
3	内山尊思	公募委員	
4	掛橋繁則	高知市精神障害者家族連合会会長	
5	片岡京	高知市手をつなぐ育成会副会長	
6	川上典子	療育ハンドブック編集委員	
7	武市幸子	公募委員	
8	津野昭雄	公募委員	
9	中川邦彦	独立行政法人・高齢・障害者雇用支援機構 高知障害者職業センター所長	
10	中屋圭二	高知市身体障害者連合会会長	
11	野村みちよ	小規模通所授産施設野いちごの場所施設長	
12	計屋美枝	社会福祉法人高知市社会福祉協議会 高知市障害者福祉センター主任指導員	
13	畠中雄平	高知県立療育福祉センター副センター長兼発達支援部長	
14	浜田成亮	NPO 法人高知県難病団体連絡協議会理事長	
15	濱田良三	高知市民生委員児童委員協議会連合会 潮江地区民生委員児童委員	
16	松本郁夫	高知障害者就業・生活支援センター 所長	
17	山崎隆	社会福祉法人昭和会専務理事	
18	山地貞夫	公募委員	

会長・副会長以下 50 音順

1 - 7 住民意見の反映と計画の周知

高知市障害者計画等推進協議会には、4名の公募委員が含まれています。また、計画に関するホームページで策定経過等を情報発信することで、市民からの声を受けられるようにしています。さらに期間を設けて、計画素案に対するパブリックコメントを広報「あかるいまち」等で周知することにより実施しました。

計画策定後は、計画書をホームページに掲載するとともに、広報「あかるいまち」で周知し、希望する市民に計画書を配布します。サービス事業者や、障害者雇用が期待される企業等にも配布し周知していきます。